仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機とした場合の独占禁止法などの上での問題点についてご説明します。

1. 取引価格の引き下げ

買手の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合　…優越的地位の濫用

2. 商品・役務の成果物の受領拒否等

仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否すること　…優越的地位の濫用

3. 協賛金等の負担の要請等

協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合　…優越的地位の濫用

4. 購入・利用強制

免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請すること…優越的地位の濫用

5. 取引の停止

免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、 不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合
…独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6. 登録事業者となるような慫慂（しょうよう）（そうするように誘って、しきりに勧めること）等

課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告すること
…独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

西牧敦子税理士事務所 tel:0268-38-0727

独占禁止法上問題となるのは、①行為者の地位が相手方に優越していること、また、②免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

1～5 については特段インボイスに限りません。6 はいかがでしょうか？
引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、応じなければ取引停止にすると「一方的に通告」する事が問題になります。

下請けではなく、対等な取引先については問題がありません。
下請けをかかえていらっしゃる方については充分に配慮して頂くようお願いします。

西牧敦子税理士事務所 tel:0268-38-0727